

庄内町告示第 9 3 号

平成 30 年度庄内町起業家応援補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成 30 年度庄内町起業家応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内における新たな事業創出を促進するため、意欲ある起業家に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成 17 年庄内町規則第 52 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、次条に規定する事業の区分に応じ、別表に定めるものとする。

- (1) 町内において新たに事業を始めようとする者で、本店若しくは主たる事業所を町内に設置したもの又は設置予定のものであること。
- (2) 庄内町商工会の会員となり経営指導を継続して受けている者であること。
- (3) 市町村税等(国民健康保険税を含む。)の滞納がない者であること。

(補助対象事業及び内容)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとし、補助対象事業の内容及び補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

- (1) 資金借入支援事業
- (2) 改装費支援事業

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内とし、100 万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(資金借入支援事業の交付申請)

第 5 条 資金借入支援事業の補助金の交付を申請しようとする者は、山形県商工業振興金融融資制度要綱(昭和 57 年 4 月 1 日制定)第 3 条に規定する開業支援資金又は株式会社日本政策金融公庫の新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金(以下「補助対象資金」という。)に係る融資実行日から起算して 1 箇月を経過する日又は平成 31 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに平成 30 年度庄内町起業家応援(資金借入支援事業)補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 資金償還計画書
- (3) 登記事項証明書（個人の場合は個人事業の届出書の写し）
- (4) 市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (5) 山形県商工業振興資金の開業支援資金の場合は、認定申請書及び認定書の写し
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の新規開業資金又は女性、若者／シニア起業家資金の場合は、決定通知書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（改装費支援事業の交付申請）

第6条 改装費支援事業の補助金の交付を申請しようとする者は、別表に掲げる補助対象経費となる工事（以下「内装工事等」という。）の施工前に、平成30年度庄内町起業家応援（改装費支援事業）補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 内装工事等に係る契約書等の写し
- (3) 登記事項証明書（個人の場合は個人事業の届出書の写し）
- (4) 市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (5) 庄内町商工会への加入承諾書の写し
- (6) 空き店舗又は空き家（以下「空き店舗等」という。）の賃貸借を証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（改装費支援事業の実績報告）

第7条 改装費支援事業の補助金の交付の決定を受けた者は、平成31年3月20日までに平成30年度庄内町起業家応援（改装費支援事業）補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 内装工事等に要する経費の領収書の写し
- (2) 内装工事等の着工前及び完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（事業状況報告）

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度（当該補助事業者が財務諸表を作成する対象となる期間をいう。以下同じ。）から3年間、各事業年度の終了後速やかに平成30年度庄内町起業家応援補助金事業状況報告書（様式第4号）に財務諸表など事業の状況が分かる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第9条 町長は、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（調査等）

第10条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象経費
(1) 資金借入支援事業	補助対象資金を借入れ、起業する者の3年分の利子を支援する事業	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに補助対象資金を受ける者	補助対象資金に係る借入れから3年以内の支払予定利子
(2) 改装費支援事業	空き店舗等を賃借し、改装して起業する者の内装工事等に要する経費を支援する事業	空き店舗等を賃借し、改装する者	空き店舗等の改装に係る経費のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、都市ガス工事、サイン工事及び電気工事に要する経費

庄内町長

宛

住 所
名称及び代表者氏名

平成30年度庄内町起業家応援(資金借入支援事業)補助金交付申請書

平成30年度庄内町起業家応援(資金借入支援事業)補助金を下記のとおり交付されるよう、平成30年度庄内町起業家応援補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 主たる事業の内容
- 2 開業(設立)年月日 年 月 日
- 3 補助対象資金名
- 4 取扱金融機関名
- 5 借入金額 円
- 6 借入期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 7 借入利率 %
- 8 補助対象となる借入期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 9 補助対象となる支払予定利子合計額 円
- 10 補助金交付申請額 円
- 11 添付書類
 - (1) 事業計画書(事業概要が分かるもの)
 - (2) 資金償還計画書
 - (3) 登記事項証明書(個人の場合は個人事業の届出書の写し)
 - (4) 市町村税等(国民健康保険税を含む。)の納税証明書
 - (5) 山形県商工業振興資金の「開業支援資金」の場合には、認定申請書及び認定書の写し
 - (6) 株式会社日本政策金融公庫の「新規開業資金」又は「女性、若者/シニア起業家資金」の場合には、決定通知書の写し
 - (7) その他()

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

住 所
名称及び代表者氏名

平成 30 年度庄内町起業家応援（改装費支援事業）補助金交付申請書

平成 30 年度庄内町起業家応援（改装費支援事業）補助金を下記のとおり交付されるよう、平成 30 年度庄内町起業家応援補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 主たる事業の内容
- 2 開業（設立）年月日 年 月 日
- 3 内装工事等に係る費用額 円
- 4 補助金交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
 - (2) 内装工事等に係る契約書等の写し
 - (3) 登記事項証明書（個人の場合は個人事業の届出書の写し）
 - (4) 市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
 - (5) 庄内町商工会への加入承諾書の写し
 - (6) 空き店舗等の賃貸借を証する書類の写し
 - (7) その他（ ）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

住 所
名称及び代表者氏名

平成 30 年度庄内町起業家応援（改装費支援事業）補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった平成 30 年度庄内町起業家応援（改装費支援事業）補助金について、平成 30 年度庄内町起業家応援補助金交付要綱第 7 条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

住 所
名称及び代表者氏名

平成 30 年度庄内町起業家応援補助金事業状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった平成 30 年度庄内町起業家応援補助金に係る事業の状況について、平成 30 年度庄内町起業家応援補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 主たる事業の内容

2 開業（設立）年月日

年 月 日

3 報告期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 事業の状況

5 添付書類

財務諸表など事業の状況が分かる書類を添付してください。